

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案 参照条文

○	高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）（抄）	1
○	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	1
○	中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（抄）	3
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）	4
○	成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）（抄）	6
○	外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（抄）	7
○	独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）（抄）	8
○	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）	9
○	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）	9
○	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（抄）	12

○高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）（抄）

（会社の目的）

第一条 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

（監督）

第十五条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第十六条 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 九 （略）

十 第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（港湾運営会社の指定）

第四十三条の十一 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備えていると認められる株式会社を、その申請により、国際戦略港湾ごとに一を限つて、当該国際戦略港湾における埠頭群（同一の港湾における二以上の埠頭（これを構成する係留施設及び当該係留施設に附帯する荷さばき地その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設が国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産からなるものうち、その用途及び配置に応じて国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）の総体をいう。以下同じ。）を運営する者として指定することができる。

- 一 埠頭群の運営の事業の内容が当該国際戦略港湾の港湾計画に適合するものであること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであること。
 - 三 埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであること。
 - 四 当該国際戦略港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合にあつては、当該埠頭と埠頭群とを一体的に運営することが当該国際戦略港湾における埠頭群の運営の効率化に資するものであること。
- 2 14 (略)

(監督命令)

第四十三条の十七 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、埠頭群の運営の事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定を受けた港湾運営会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 (略)

(報告の徴収等)

第五十六条の五 (略)

2 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、その指定を受けた港湾運営会社に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その指定を受けた港湾運営会社の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 5 (略)

第六十三条 (略)

2 6 (略)

7 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした港湾運営会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三条の十七第一項の規定による命令に違反したとき。

二・三 (略)

8 (略)

9 第五十六条の五第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には、その違反行為をした港湾運営会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

10 (略)

○中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（抄）

（中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定）

第四条 国土交通大臣は、第六条第一項の事業を営むことを目的として設立された株式会社であつて、次の各号に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、中部国際空港等の設置及び管理を行う者として指定することができる。

- 一 前条第一項の基本計画に従つて中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。
- 二 前条第一項の基本計画に従つて中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。
- 三 次条第一項の規定に基づき政府が引き受ける株式を適正な価額で発行すると認められる者であること。

254 (略)

（監督命令）

第十九条 国土交通大臣は、第六条第一項第一号から第四号までの事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第二十条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

（指定を取り消した場合における措置）

第二十二條 (略)

2 前条第一項の規定により第四条第一項の規定による指定を取り消した場合において、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、国土交通大臣が、政令で定めるところにより、第六条第一項第一号から第四号までの事業に係る財産の管理その他の業務を行うものとする。

第二十六条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一〜七 (略)

八 第十九条の規定による命令に違反したとき。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）

（定義）

第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 新幹線鉄道 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）による新幹線鉄道をいう。

四〜六 (略)

（業務の範囲）

第十三条 (略)

2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等（補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）第八条第七項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第十条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。

三 前二号に規定するもののほか、鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良（これらに関する調査を含む。）に関する事業、鉄道事業に

係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の能率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対し、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 機構は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 第一項第一号又は第五号の鉄道施設で高架のもの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の施設を、当該鉄道施設の建設に伴って機構が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二 鉄道に関する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

(区分経理等)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の業務

二 四 (略)

2 六 (略)

(長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)

第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(以下「機構債券」という。)を発行することができる。

一 第十三条第一項に規定する業務を行うために必要がある場合

二 (略)

2 六 (略)

附 則

(機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第七条 機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。)第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。)」とあるのは、

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 一六 (略)

七 第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

○外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（抄）

附則

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。

第十三条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）第四条第一項の規定による調査を行うこと。

二 外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。

附則第七条第一項中「第十三条第一項若しくは第三項の業務」を「第十三条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。

附則第十一条第九項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、「並びにこれらに附帯する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項第三号」を「並びに第十三条第三項」と、同項第三号」に改める。

○独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）（抄）

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。以下この号において同じ。）の新築（イに掲げる施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築を行うこと。
 - イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設
 - ロ イに掲げる施設と密接な関連を有する施設
 - 二 次に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハに掲げる施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。）を行うこと。
 - イ 水資源開発施設
 - ロ 愛知豊川用水施設
 - ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系（以下この号及び第十九条の二第一項において「水資源開発水系」という。）における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロに掲げる施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの
 - 三 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事を行うこと。
 - 四 第十九条の二第一項に規定する特定河川工事を行うこと。
 - 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。
- 一 水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修を行うこと。
 - 二 水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行うこと。
 - 三 水資源の開発又は利用のための施設の管理を行うこと。

（積立金の処分）

第三十一条 （略）

2 機構は、前項に規定する積立金の額のうち第十二条第一項第二号ハ及び第五号並びに第二項の業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から前項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 (略)

(主務大臣等)

第三十七条 (略)

2 機構に係るこの法律並びに通則法第十九条第九項、第三章及び第六十四条第一項における主務大臣は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 前二号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設(多目的のものを含む。)の新築、改築、管理その他の業務に関する事項(次号に掲げるものを除く。)については、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣

五 (略)

3 (略)

○独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号) (抄)

第十一条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十二條第一項に規定する業務を行うこと。

二 密集市街地整備法第三十条に規定する業務を行うこと。

三 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第七十四条に規定する業務を行うこと。

四 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十条及び第四十二条に規定する業務を行うこと。

五 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第三十七条に規定する業務を行うこと。

3 (略)

○独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号) (抄)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 九 (略)

十 機構が第一号の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは第五号から第七号まで若しくは次項第一号若しくは第四号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合（重度障害の状態となった場合を含む。以下同じ。）に支払われる生命保険の保険金若しくは生命共済の共済金（以下「保険金等」という。）を当該貸付けに係る債務の弁済に充当し、又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等により当該貸付けに係る債務を弁済すること。

十一（略）

2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。

- 一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十一条若しくは第四十三条の規定による貸付けを行うこと。
- 二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百二十二号）第十九条の規定による貸付けを行うこと。
- 三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二十号第一項の規定による保険を行うこと。
- 四 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十条第一項の規定による貸付けを行うこと。
- 五 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十二条第二項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部を行うこと。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（区分経理）

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十三条第一項第一号及び第二号の業務並びに同項第三号の業務（特定貸付債権に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務
 - 二 第十三条第一項第三号の業務（特定貸付債権に係るものを除く。）及び同条第二項第三号の業務並びにこれらに附帯する業務
 - 三 第十三条第二項第四号の業務及びこれに附帯する業務
- 四（略）

（長期借入金及び住宅金融支援機構債券等）

第十九条 機構は、第十三条第一項（第四号及び第十一号を除く。）及び第二項第一号から四号までの業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は住宅金融支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

2（略）

3 機構は、第十三条第二項第四号の業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結し

た同条第一項第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等及び同項第二号の二に規定する損害保険会社が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を発行することができる。

4・5 （略）

6 機構は、第十三条第二項第四号の業務に係る長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に、機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。

7・8 （略）

（貸付債権の信託の受益権の譲渡等）

第二十二條 機構は、主務大臣の認可を受けて、債権譲受業務又は第十三条第一項第五号から第九号まで若しくは第二項第一号若しくは第二号の業務に必要な費用に充てるため、その貸付債権について、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 特定信託をし、当該特定信託の受益権を譲渡すること。
- 二 特定目的会社に譲渡すること。
- 三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

（厚生労働大臣との協議）

第二十八條 主務大臣は、第十三条第二項第四号の業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

附 則

（業務の特例等）

第七條 （略）

2・5 （略）

6 機構が第一項から第四項までに規定する業務を行う場合には、第十五条第一項、第十八条第一項及び第三十五条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第七條第一項から第四項まで」と、第十六条第一項中「除く。」とあるのは「除く。」及び附則第七條第一項から第四項まで」と、第十七条第三号中「業務及び」とあるのは「業務（附則第七條第一項第一号及び第二項（第一号に係る部分に限る。）に規定する業務で附則第十六条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条第一項本文の規定による貸付けに係るものを含む。）及び」と、同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第七條第五項に規定する既往債権管理業務」と、第十九条第一項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで並びに附則第七條第一項（第五号及び第六号を除く。）から第三項まで」と、第二十一条中「という。」により」とあるのは「という。」若しくは附則第七條第一項第三号の業務により」と、第二十二条中「第二項第一号」とあるのは「第二項第一号若しくは附則

第七条第一項第一号若しくは第三号若しくは第二項」とする。
7515 (略)

○日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（抄）

（業務の範囲）

第二十六条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 地方公共団体の委託に基づき、終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設（以下「終末処理場等」という。）の建設を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、地方公共団体の委託に基づき、次に掲げる管渠の建設を行うこと。
 - イ 浸水被害（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第九号に規定する浸水被害をいう。）が発生した場合において再度災害を防止するためその建設を特に緊急に行うべきもの
 - ロ その建設が高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して行うことが適当であると認められるもの
 - 三 次節の規定により特定下水道工事を行うこと。
 - 四 地方公共団体の委託に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理並びに終末処理場、終末処理場以外の処理施設、ポンプ施設、管渠及び協定雨水貯留施設（下水道法第二十五条の五第一項第一号に規定する協定雨水貯留施設をいう。）の維持管理を行うこと。
 - 五 災害時維持修繕協定（下水道法第十五条の二（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第二項において同じ。）に基づき、協定下水道施設（同法第十五条の二第一号に規定する協定下水道施設をいう。）の維持又は修繕に関する工事を行うこと。
 - 六 地方公共団体の委託に基づき、下水道の整備に関する計画の策定及び事業の施行並びに下水道の維持管理に関する技術的援助を行うこと。
 - 七 下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練を行い、並びに政令で定めるところにより、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を行うこと。
 - 八 下水道及び除害施設に関する技術を開発し、これを実用化することを促進するために研究、調査及び試験を行い、並びにそれらの成果の普及を行うこと。
 - 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務
 - 十 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、特別の法律により設立された法人の委託に基づき、終末処理場等の建設を行い、並びに下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理及び下水道の維持管理に関する技術的援助を行うこと。
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務
- 2 事業団は、前項第一号に掲げる業務を受託する場合には、特別の事情がない限り、水質環境基準（下水道法第二条の二第二項に規定す

る水質環境基準をいう。以下この項において同じ。）が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある終末処理場等を優先させるものとする。

3 事業団は、第一項第十一号に掲げる業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十六条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四・六 (略)